

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務の名称：西原東こども園アクセス通路調査測量設計業務委託

業 務 概 要：業務概要は以下のとおりである。

測 量	路線測量・・・・・・・・・・	1 式
設 計	道路設計業務・・・・・・・・・・	1 式
	橋梁設計業務・・・・・・・・・・	1 式
調 査	機械ボーリング・・・・・・・・・・	1 式
	サウンディング及び原位置試験	1 式
	室内 CBR 用試料採取・・・・・・・・	1 式
	解析等調査業務・・・・・・・・・・	1 式
磁気探査	水平磁気探査・・・・・・・・・・	1 式
	鉛直磁気探査・・・・・・・・・・	1 式
	解析等調査業務・・・・・・・・・・	1 式

（適用及び定義）

第1条 本仕様書は、西原町が発注する西原東こども園アクセス通路調査測量設計業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 本仕様書に明示されていない条項については、沖縄県土木建築部の定める「土木設計業務等共通仕様書（令和5年7月発行）」、「地質・土質調査業務共通仕様書（令和6年7月発行）」、「測量業務共通仕様書（令和5年7月）」及び「磁気探査実施要領（令和2年1月）」を準用し実施しなければならない。

（業務目的）

第2条 本業務は、西原東こども園アクセス通路整備工事に必要な調査等の実施及び必要な設計図書等の作成を行うことを目的とする。

（履行場所及び期間）

第3条 本業務の履行場所は、沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅地内とする。

2 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

（業務の着手）

第4条 受注者は、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が本業務の実施のため調査職員との打ち合わせを行うことをいう。

(調査職員)

第5条 調査職員は、契約書第2条に規定する指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

(図書等の貸与)

第6条 調査職員は、受注者に対し、本業務に必要な関係図書等を貸与するものとする。

- 2 受注者は、業務着手に当たり、貸与資料及び使用する技術基準、設計図書を基に調査条件を確認の上、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示または承諾を受けなければならない。

(管理技術者)

第7条 受注者は、本業務における管理技術者を定め、契約締結後14日以内（休日等を含む。）に調査職員へ通知しなければならない。

- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、技術士（総合技術管理部門（建設）又建設部門（「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」若しくは「土質及び基礎」））、RCCM（「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」若しくは「土質及び基礎」）の資格を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 管理技術者は、本業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行わなければならない。
- 5 管理技術者は、次条第2項の定めによる照査結果の確認を行わなければならない。
- 6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の能力を有する技術者に替えるものとし、受注者は調査職員の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

第8条 受注者は、本業務における照査技術者を定め、契約締結後14日以内（休日等を含む。）に調査職員へ通知しなければならない。

- 2 受注者は、前条第4項に規定する検証が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
- 3 照査技術者は、技術士（総合技術管理部門（建設）又建設部門（「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」若しくは「土質及び基礎」））または、RCCM（「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」若しくは「土質及び基礎」）の資格を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項等を定めなければならない。
- 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、管理技術者に提出するものとする。
- 6 本業務の「道路詳細設計」及び「橋梁詳細設計」における基本事項の照査は、沖縄県土木建築部の定める「詳細設計照査要領（平成29年7月）」に基づき実施するものとする。
- 7 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合

は、同等以上の能力を有する技術者に替えるものとし、受注者は調査職員の承諾を得なければならない。

(担当技術者)

第9条 受注者は、本業務の実施に当たり、担当技術者を定める場合は十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

- 2 受注者は、担当技術者を定める場合は、契約締結後、その氏名その他必要な事項を14日以内（休日等を含む）に調査職員へ通知しなければならない。
- 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(提出書類)

第10条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員に遅延なく提出しなければならない。

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、調査職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、請負金額が100万円以上の業務について、契約時又は契約変更時において測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正の時に、業務実績情報として「業務カルテ」を作成するものとする。その後、調査職員の確認を受けた後、契約締結後15日以内（休日等を除く。）に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(業務遂行上の遵守基準)

第11条 受注者は、本業務の遂行に当たって、その精度を高めるために最大限の努力を払い、与えられた条件を満足し、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を提出しなければならない。

- 2 受注者は、本業務において、新技術情報システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。また、予備設計や詳細設計における比較案の提案、評価、検討及び工法等の選定をする場合には、従来技術に加えて、NETIS等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。
- 3 受注者は、本業務に係る一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりしてはならない。また、みだりに地元住民の感情を刺激することのないよう言動に十分注意しなければならない。

(現地踏査)

第12条 受注者は、本業務の着手に先立ち、業務区域の現地踏査等を行い、現地の状況を十分に把握するものとする。

(業務計画書の策定)

第13条 受注者は、契約締結後14日以内(休日等を含む。)に、本仕様書及び現地踏査の結果等を基に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

2 前項の業務計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時を含む。)
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

(立入り)

第14条 受注者は、測量及び調査等のために権利者が占有する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、土地等の権利者から立入りの同意を得ることができないときは、遅延なく調査職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(身分証明書の携帯)

第15条 受注者は、発注者から測量及び調査等に従事する者の身分証明証の交付を受け、業務に従事する者に携帯させなければならない。

2 測量及び調査等に従事する者は、土地等の権利者から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明証を提示しなければならない。

3 受注者は、本業務が完了したときには、速やかに当該身分証明証を調査職員に返納しなければならない。

(検査及び訂正)

第16条 受注者は、調査職員立会いのもと、成果品の検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、成果品に不備又は手直しの必要が生じたときは、調査職員の指示に従い受注者の責任と負担において速やかに訂正しなければならない。

(成果品)

第17条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 測量

測量成果簿：正本 (A4) 1部

(2) 設計

設計報告書：正・副 (A4) 各1部

設計書：正・副 (A4) 各1部

図面：電子媒体 (CAD データ)

観音開き (A3) 2部

(3) 調査

報告書：正・副 (A4) 各1部

(4) その他調査職員が必要と認めた資料

(安全性の確保)

第18条 受注者は、本業務の実施に当たって、道路交通法等の関係法規を遵守し、交通状況を十分に把握して技術者は基より、第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。また、万が一、本業務に起因して第三者に危害を与えた場合は、受注者の責任と負担においてこれを解決すること。

(疑義事項)

第19条 本仕様書に記載されてない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。